

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第29号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考4（3）中「障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、「。）を除く」を削り、「障害基礎年金手当等」を「障害基礎年金等」に改め、「障害者基礎年金等の受給者」削り、同表備考5（2）中「階層区」を「階層区分」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。